

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公表番号】特表2004-536984(P2004-536984A)

【公表日】平成16年12月9日(2004.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2004-048

【出願番号】特願2003-517381(P2003-517381)

【国際特許分類第7版】

E 02 F 9/10

【F I】

E 02 F 9/10

【手続補正書】

【提出日】平成16年1月22日(2004.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両のシャーシ(2)と上部構造(3)とを備えた、特に掘削機(1)またはローダーである車両、および、前記車両のシャーシ(2)上で前記上部構造(3)を変位させるための装置(10)であって、前記上部構造(3)は、運転者の運転台(7)と、工具(6)を備えたブーム(5)と、前記シャーシに対して前記上部構造(3)を回転させるための回転駆動装置(15または26)とを支持し、前記回転駆動装置(15または26)および前記シャーシ(2)内の油圧式装置に対する動作圧が、前記上部構造(3)に生じ、前記上部構造(3)は、前記回転駆動装置(15または26)と係合することによって駆動される駆動リング(16または23)を介して前記シャーシ(2)に接続され、

前記装置(10)は、偏心板(11)および/または変位板(21)を有し、前記偏心板(11)および/または変位板(21)は、前記上部構造の前記駆動リング(16または23)を支持し、変位軸受(13)またはガイド(22)を介して前記シャーシ(2)に接続され、前記装置(10)は、上部構造(3)とシャーシ(2)との間に圧力手段のダクト(12または24)を有することを特徴とする、車両。

【請求項2】

前記駆動リング(16)は、前記回転駆動装置(15)と係合し、前記偏心板(11)の上側に配置されることを特徴とする、請求項1に記載の車両。

【請求項3】

前記駆動リング(23)は、前記変位板(21)の下に配置され、前記変位板(21)を通じて延びる前記回転駆動装置(26)は、前記駆動リング(23)と係合することを特徴とする、請求項1に記載の車両。

【請求項4】

前記偏心板(11)の、偏心して位置付けられた変位軸受(13)は、前記変位板(21)に取付けられることを特徴とする、請求項2に記載の車両。

【請求項5】

前記偏心板(11)の下側に位置付けられた変位軸受(13)によって特徴付けられ、その中心軸(19)は、前記駆動リング(16)の中心軸(18)に偏心して位置付けられる、請求項2に記載の車両。

【請求項6】

車両の通常動作(1)の間に、前記変位軸受(13)を固定するロック(14)によって特徴付けられる、請求項5に記載の車両。

【請求項7】

前記上部構造(3)を変位させるために、前記変位軸受(13, 14)は解除されて、前記上部構造(3)は、前記ブーム(5)を用いて地面上に固定されることを特徴とする、請求項6に記載の車両。

【請求項8】

前記上部構造(3)は、前記回転駆動装置(15)を作動させることによって変位されることを特徴とする、請求項7に記載の車両。

【請求項9】

動作圧を前記上部構造(2)から前記シャーシ(3)に伝えるための、前記偏心板(11)内の偏心回転ダクト(12)によって特徴付けられる、請求項2から請求項8のいずれかに記載の車両。

【請求項10】

前記変位板(21)のための線形ガイド(22)によって特徴付けられる、請求項3に記載の車両。

【請求項11】

前記車両(1)の通常動作中に、それによって前記ガイド(22)に前記変位板(21)が固定されるロック(25)によって特徴付けられる、請求項10に記載の車両。

【請求項12】

前記ガイド(22)内の変位動作を制限するための、前記変位板(21)上の止め(27)によって特徴付けられる、請求項11に記載の車両。

【請求項13】

前記回転駆動装置(26)は、前記ロック(25)が開放された後に、前記上部構造(3)の変位を行なうことを特徴とする、請求項12に記載の車両。

【請求項14】

前記シャーシ(2)に対する油圧の動作圧のための回転ダクト(24)によって特徴付けられる、請求項3に記載の車両。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

この発明の変位装置10は、図3a、図3a および図3a のいずれにも示された、この例においては掘削機である車両で用いられる。変位装置10は、タイヤまたはチェーンと油圧式駆動手段4とが設けられたシャーシ2と、掘削ショベル6等の工具を含むブーム5、運転者の運転台7、および後部8が設けられた掘削機1の上部構造3との間に、回転および/または滑動して変位することが可能な接続を確保する。この発明の変位装置10を用いた、シャーシ2と上部構造3との間の接続は、車両、すなわち掘削機1またはローダの作業能力に対して多数の著しい利点を有する。これらの利点のいくつかを、図3b および図3c ~ 図3b および図3c の例を用いて、ならびに、図5および図6を用いて説明することができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

図2に従った実施例では、上部構造3内の動作圧の生成器と、シャーシ2内の油圧式装

置（油圧式エンジン、圧力シリンダ等）との間で作動液を流動させるために、標準的な回転ダクト 24 が適切である。